

武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市が設置する都市公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年3月武蔵野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(園路及び広場) 第3条 (略) 2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3 から 5 まで (略)	(園路及び広場) 第3条 (略) 2 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 3 から 5 まで (略)	字句の改正

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。